

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所  
株式会社杉本住宅産業 高知県四万十市具同5 1 1 4番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域  
令和6年2月29日～令和6年3月28日（1ヵ月）  
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由  
株式会社杉本住宅産業は、専任の主任技術者等の配置が義務づけられている高知県四万十市発注の建築一式工事において、主任技術者として専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を配置していたことが建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、高知県知事から監督処分（指示処分）を受けた。このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件  
「工事請負契約指名停止等措置要領」  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止の期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内